

○厚生労働省令第四十号

医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

「第五章 医療法人

第一節 通則（第三十条の三

第二節 設立（第三十一条・

第三節 機関

第一款 社員総会（第三十

第二款 評議員及び評議員

第三款 役員等（第三十一

第四節 計算（第三十三条・

第五節 社会医療法人債（第

第六節 定款及び寄附行為の

第七節 解散及び清算（第三

第八節 合併及び分割

第一款 合併

第一目 吸収合併（第三

第二目 新設合併（第三

第二款 分割

第一目 吸収分割（第三

第二目 新設分割（第三

第九節 雑則（第三十六条―

目次中「第五章 医療法人（第三十条の三十四―第三十九条）」を

十四―第三十条の三十九)
第三十一条の二)

一条の三―第三十一条の三の四)
会(第三十一条の四・第三十一条の四の二)
条の五―第三十二条の四)
第三十三条の二)

三十三條の三―第三十三條の二十四)
変更(第三十三條の二十五・第三十三條の二十六)に改める。
十四條)

十五條―第三十五條の三)
十五條の四・第三十五條の五)

十五條の六―第三十五條の九)
十五條の十・第三十五條の十一)
第三十九條)

第五章中第三十条の三十四の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三十条の三十五の二第一項第一号中口を削り、ハからヌまでを口からリまでとし、同条第二項中「前項第一号チ」を「前項第一号ト」に改め、同条を第三十条の三十五の三とし、第三十条の三十五の次に次の一条を加える。

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県(当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画(以下この号及び次号において「医療計画」という。)において定める同条第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。)が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。

三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

四 当該医療法人の開設する病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該医療法人の開設する診療所(隣接市町村に所在するものに限る。)における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。

第三十条の三十六の次に次の八条を加える。

(法第四十二条の三第一項の厚生労働省令で定める事由)

第三十条の三十六の二 法第四十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、天災、人口の著しい減少その他の法第四十二条の二第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至ったことにつき当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるものとする。

(実施計画の様式)

第三十条の三十六の三 法第四十二条の三第一項に規定する実施計画の提出は、別記様式第一の三により行うものとする。

(令第五条の五の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の三十六の四 令第五条の五の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十二条の二第二項に規定する収益業務に関する事項とする。

(令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の三十六の五 令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該医療法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二 法第四十二条の二第二項の認定の取消しの理由

(令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める書類)

第三十条の三十六の六 令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、定款又は寄附行為の写しとする。

(令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件)

第三十条の三十六の七 令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第二項第三号の実施期間(次条第二項において単に「実施期間」という。)が十二年(当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。)に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。)における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年)を超えないものであることとする。

(実施計画の変更)

第三十条の三十六の八 令第五条の五の四第一項本文の規定による実施計画の変更の認定の申請をしようとする者は、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の実施計画を添えて、これらを都道府県知事に提出しなければならない。

2 令第五条の五の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、当初の実施期間からの一年以内の変更とする。

(実施計画の実施状況を記載した書類等の提出)

第三十条の三十六の九 令第五条の五の五第一項及び第二項の規定による実施計画の実施状況を記載した書類等の提出は、別記様式第一の四により行うものとする。

2 令第五条の五の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで(第五号ハを除く。)の要件に該当する旨を説明する書類とする。

第三十一条中「所在地を管轄する」を「所在地の」に改め、「以下」の下に「単に」を加え、同条の前に次の節名を付する。

第二節 設立

第三十一条の三から第三十二条の二までを削る。

第三十一条の二の次に次の一節を加える。

第三節 機関

第一款 社員総会

(法第四十六条の三の四の厚生労働省令で定める場合)

第三十一条の三 法第四十六条の三の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合
二 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を医療法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

三 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより医療法人その他の者(当該社員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

四 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
五 前各号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(社員総会の議事録)

第三十一条の三の二 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第五十七条第一項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

二 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

三 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名
四 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項

ロ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項

ハ 法第四十六条の八第四号

ニ 法第四十六条の八第七号後段

ホ 法第四十六条の八の三において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十五条第三項

法律第五十五条第三項

五 社員総会に出席した理事又は監事の氏名

六 社員総会の議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第三項の厚生労働省令で定める措置)

第三十一条の三の三 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める措置は、医療法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とす

る。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十一条の三の四 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第四項第二号

二 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第四項第二号

三 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条第二項第二号

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会の議事録)

第三十一条の四 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

二 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

三 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項

ロ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項

ハ 法第四十六条の八第四号

ニ 法第四十六条の八第八号後段

ホ 法第四十六条の八の三において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十五条第三項

法律第五十五条第三項

五 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名

六 評議員会の議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名
(社員総会の議事録に関する規定の準用)

第三十一条の四の二 第三十一条の三の三の規定は法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第三項の厚生労働省令で定める措置について準用する。

第三款 役員等

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)

第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数

二 常時勤務する医師又は歯科医師の数

三 理事を一人又は二人にする理由

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)
第三十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 理事を加えない管理者の住所及び氏名
 二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
 三 当該管理者を理事に加えない理由

2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

(医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請)
第三十一条の五の三 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該理事の住所及び氏名
 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由
 (理事会の議事録)

第三十一条の五の四 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 ロ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第四十六条の八の二第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 ニ 法第四十六条の八の二第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 イ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項

ロ 法第四十六条の八第四号
 ハ 法第四十六条の八の二第二項

六 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款又は寄附行為の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名

七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 二 法第四十六条の七の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 (電子署名)

第三十一条の五の五 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項の厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報に当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
 (監事の調査の対象)

第三十一条の五の六 法第四十六条の八第七号に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(法第四十七条の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条の二第二項の厚生労働省令で定める方法により算定される額)
第三十二条 法第四十七条の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第一項第二号の厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 理事又は監事がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該理事が当該医療法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として医療法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第四十七条の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第一項の社員総会の決議を行つた場合 当該社員総会の決議の日

ロ 法第四十七条の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

ハ 法第四十七条の二第二項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該理事又は監事が当該医療法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

口 当該理事又は監事がその職に就いていた年数（当該理事又は監事が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、当該医療法人の職員である者 四

(3) 理事（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）又は監事 二

2 財団たる医療法人について前項の規定を適用する場合においては、同項中「理事又は監事」とあるのは「評議員又は理事若しくは監事」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第一号口中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項第二号口中「理事」とあるのは「評議員又は理事」と、「又は監事」とあるのは「若しくは監事」と読み替えるものとする。

（法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三条第四項の厚生労働省令で定める財産上の利益）

第三十二条の二 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三条第四項（法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三条第五項及び第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第一項の厚生労働省令で定める方法）

第三十二条の三 法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第三項の厚生労働省令で定める方法）

第三十二条の四 法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 医療法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者（理事又は監事であつて、法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者という。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴え（法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八條第一項に規定する責任追及の訴えという。）を提起しないときは、その理由

第三十三条の前に次の節名を付する。

第四節 計算

第三十三条の二中「第三十条の三十五の二第一項第一号ホ」を「第三十条の三十五の三第一項第一号ニ」に改める。

第三十三条の三の前に次の節名を付する。

第五節 社会医療法人債

第三十三条の二十四の次に次の一節を加える。

第六節 定款及び寄附行為の変更

（定款及び寄附行為の変更の認可）

第三十三条の二十五 法第五十四条の九第三項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為の変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

（法第五十四条の九第三項の厚生労働省令で定める事項）

第三十三条の二十六 法第五十四条の九第三項の厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十二号に掲げる事項とする。

第三十四条の前に次の節名を付する。

第七節 解散及び清算

第三十五条を削る。

第八節 合併及び分割

第一款 合併

第一目 吸収合併

（法第五十八条の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条 法第五十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 吸収合併存続医療法人（法第五十八条に規定する吸収合併存続医療法人をいう。以下この目において同じ。）の吸収合併（同条に規定する吸収合併をいう。以下この款において同じ。）後二年間の事業計画又はその要旨

二 吸収合併がその効力を生ずる日

（吸収合併の認可の申請）

第三十五条の二 法第五十八条の二第四項の規定により吸収合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第五十八条の二第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類

三 吸収合併契約書の写し

四 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為

五 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人（法第五十八条に規定する吸収合併消滅医療法人をいう。次号において同じ。）の定款又は寄附行為

六 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表

七 吸収合併存続医療法人に係る第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「吸収合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。）

2 吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第四号の吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の三 法第五十八条の第三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第二目 新設合併

（法第五十九条第四号の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条の四 法第五十九条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 新設合併設立医療法人（法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人をいう。）の新設合併（同条に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）後二年間の事業計画又はその要旨

二 新設合併がその効力を生ずる日

（吸収合併に関する規定の準用）

第三十五条の五 第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第三十五条の第二項中「第五十八条の第二第四項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の第二第四項」と、同項第二号中「第五十八条の第二第一項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の第二第一項」と、同項第三号中「吸収合併契約書」とあるのは「新設合併契約書」と、同項第四号中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人（法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人をいう。第七号及び次項において同じ。）」と、同項第五号中「吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人（法第五十九条第一号に規定する新設合併消滅医療法人」と、同項第六号中「吸収合併消滅医療法人（法第五十九条第一号に規定する新設合併消滅医療法人」と、同項第七号及び同条第二項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と、第三十五条の三中「第五十八条の第三第二項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の第三第二項」と読み替えるものとする。

第二款 分割

第一目 吸収分割

（法第六十条の厚生労働省令で定める者）

第三十五条の六 法第六十条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 社会医療法人

二 租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人

三 持分の定めのある医療法人

四 法第四十二条の第三第一項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人

（法第六十条の二第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条の七 法第六十条の二第三号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 吸収分割医療法人（法第六十条の二第一号に規定する吸収分割医療法人をいう。以下この目において同じ。）及び吸収分割承継医療法人（法第六十条に規定する吸収分割承継医療法人をいう。以下この目において同じ。）の吸収分割（同条に規定する吸収分割をいう。以下この款において同じ。）後二年間の事業計画又はその要旨

二 吸収分割がその効力を生ずる日

（吸収分割の認可の申請）

第三十五条の八 法第六十条の三第四項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第六十条の三第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類

三 吸収分割契約書の写し

四 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

五 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

六 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表

七 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人について、第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「吸収分割後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。）

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の九 法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の十 法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第二目 新設分割

（法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条の十一 第三十五条の八及び第三十五条の九の規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第三十五条の八中「第六十条の三第四項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第四項」と、同条第二号中「第六十条の三第一項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第一項」と、同条第三号中「吸収分割契約書」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人（法第六十一条の二第三号に規定する新設分割設立医療法人をいう。第七号において同じ。）」と、同条第五号及び第六号中「吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第七号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第八号中「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第九号中「第六十条の四第二項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の四第二項」と読み替えるものとする。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

（吸収分割の認可の申請）

第三十五条の八 法第六十条の三第四項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第六十条の三第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類

三 吸収分割契約書の写し

四 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

五 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為

六 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表

七 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人について、第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「吸収分割後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。）

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の九 法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第三十五条の十 法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第二目 新設分割

（法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条の十一 第三十五条の八及び第三十五条の九の規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第三十五条の八中「第六十条の三第四項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第四項」と、同条第二号中「第六十条の三第一項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第一項」と、同条第三号中「吸収分割契約書」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人（法第六十一条の二第三号に規定する新設分割設立医療法人をいう。第七号において同じ。）」と、同条第五号及び第六号中「吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第七号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第八号中「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、同条第九号中「第六十条の四第二項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の四第二項」と読み替えるものとする。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第三十六条の前に次の節名を付する。

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

1. 救急医療等確保事業に係る業務

(1) 救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

(2) 救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

(3) 実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額 (※) : _____円

(4) 実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

(5) 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間(年)

(記載上の注意事項)

- 1. (2) 「救急医療等確保事業に係る業務の実施内容」には、実施する事業の別、実施する医療機関名などを記載すること。
- 1. (3) の (※) は、1. (4) の (※) と一致させること。
- 1. (4) 「整備される施設及び設備の内容」欄には、1. (2) に記載した救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備であり、かつ、1. (5) に記載した実施期間内に確実に整備されると見込まれるものの内容を記載すること。
- 1. (4) 「取得価額の見積額」欄には、添付書類「整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等(写し)の証拠書類」で確認可能な事業費を記載すること。
- 1. (5) 「救急医療等確保事業に係る業務の実施期間」は、事業開始日(予定日)を起算日として、12 年(救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、18 年)以内とすること。

2. 収益業務

(1) 収益業務の実施内容

(2) 収益業務の実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間（ 年）

（記載上の注意事項）

- 2. (1) の収益業務の実施内容については、目的及び単年度の収益見込みを記載すること。
- 2. (2) の収益業務の実施期間は、1. (5) の実施期間と同一にすること。

添付書類

1. 整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等（写し）の証拠書類
 2. 平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第 3 の 1 (1) ①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第 4 2 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号まで（第 5 号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類
 3. 定款又は寄附行為の写し
-

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の
実施状況報告書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

医療法人

会

理事長

印

1. 計画

(1) 救急医療等確保事業に係る業務

①救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

②救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

③実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の
見積額の合計額 (※) : _____円

④実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

⑤救急医療等確保事業に係る業務の実施期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間 (年)

(2) 収益業務

①収益業務の実施内容

②収益業務の実施期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間 (年)

(記載上の注意事項)

〇都道府県知事の認定を受けた「救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画」より転記すること。

2. 実績

(1) 救急医療等確保事業に係る業務の実施状況

事業の別	病院等名称	実績（件数等）

(2) 実施期間中に整備された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の状況

(単位：円)

項 目		実施期間					
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
		(年 月 日 ～ 年 月 日)	(年 月 日 ～ 年 月 日)	(年 月 日 ～ 年 月 日)	(年 月 日 ～ 年 月 日)	(年 月 日 ～ 年 月 日)	(年 月 日 ～ 年 月 日)
各施設及び 設備の内容 ・取得価額							
取得価額の合計額 (A)							
取得価額の累計額							
取得価額の見積額の合計 額又は前期の (C) (B)							
取得未済残額 (B-A) (C)							

(記載上の注意事項)

- 「各施設及び設備の内容・取得価額」欄には、1. (1) ④の「整備される施設及び設備の内容」及び「その施設及び設備ごとの取得価額」を記載すること。
- 毎年度、実施期間に係る全ての実績を記載すること。

(3) 収益業務の実施状況

①収益業務の実施内容

②経理の状況

- ・収益業務事業収益 _____ 千円
- ・収益業務事業費用 _____ 千円
- ・収益業務事業損益 _____ 千円

添付書類

- 平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第 3 の 1 (1) ①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第 4 2 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号まで（第 5 号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類（令第 5 条の 5 の 5 第 2 項の規定による場合を除く。）
- 整備された施設及び設備の取得価額に係る契約書、請求書、領収証等の証拠書類（写し）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、医療法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる日（平成二十八年九月一日）から施行する。

(社会医療法人の認定に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に行われた社会医療法人の認定に関しては、この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条の三十五の二及び第三十条の三十五の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(議事録に関する経過措置)

第三条 新規則施行前に作成された社員総会の議事録及び評議員会の議事録並びに理事会の議事録については、それぞれ社員総会の議事録については新規則第三十一条の三の二、評議員会の議事録については新規則第三十一条の四、理事会の議事録については新規則第三十一条の五の四の規定によるものとみなす。